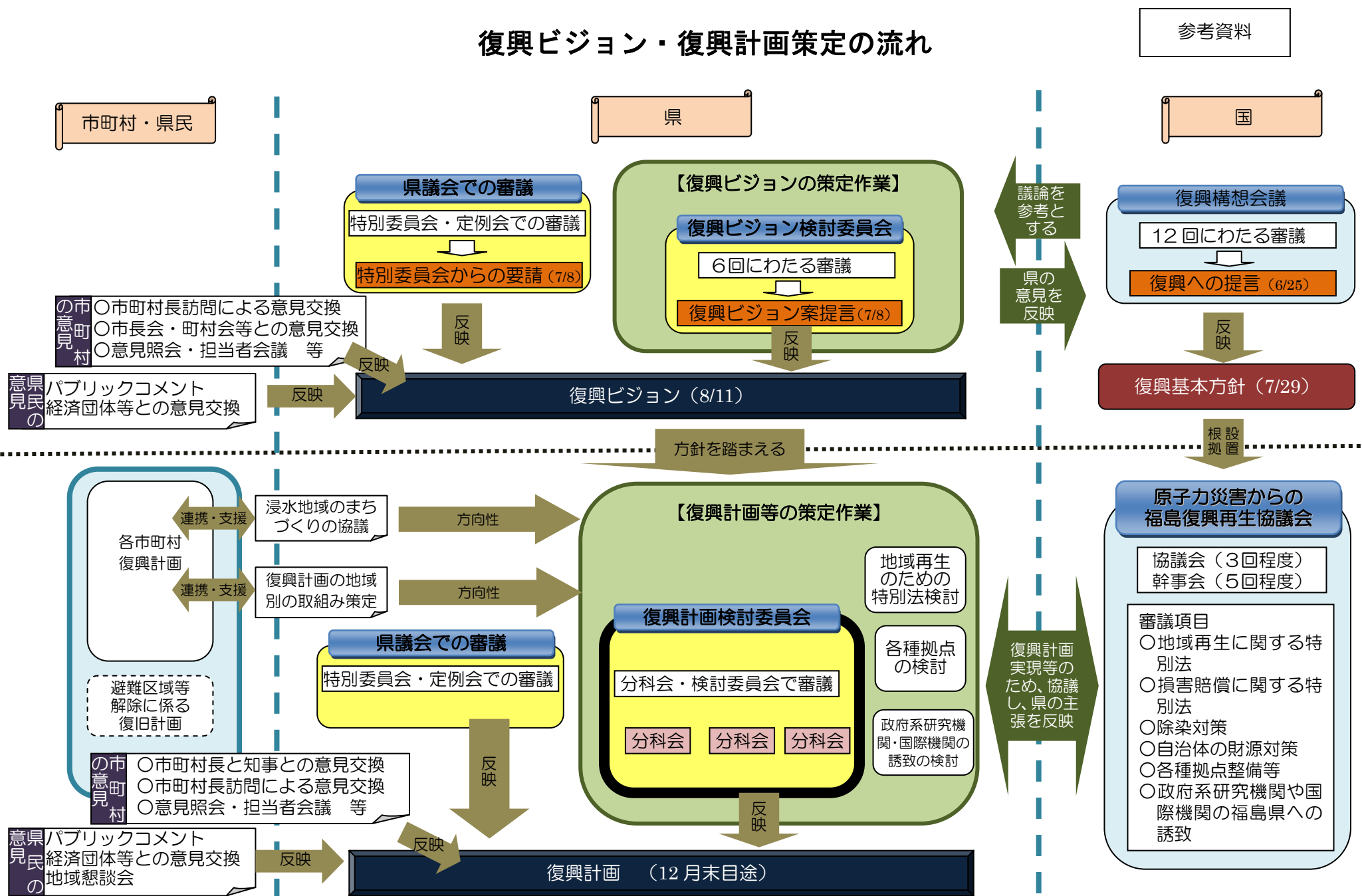


福島県復興計画（第1次）等策定スケジュール（案）

年度	月	旬	復興ビジョン及び復興計画	県民意見聴取	市町村との意見交換	国		
平成23年度	4	上	復興ビジョン				復興構想会議	
		中						第1回 4/14
		下						第2回 4/23
	5	上		【第1回復興ビジョン検討委員会】 基本理念案提示・フリートーク5/13		・浜通り市町村等への個別訪問による説明及び意見交換。 ・市町村への文書照会		現地調査(5/2)
		中		【第2回復興ビジョン検討委員会】 現地視察 5/19, 5/21				第4回 5/10
		下		【第3回復興ビジョン検討委員会】 論点整理、ビジョン骨子案提示5/29				第5回 5/14
	6	上		【第4回復興ビジョン検討委員会】 論点ごとに議論① 6/9		・市町村への文書照会		第6回 5/21
		中		【第5回復興ビジョン検討委員会】 論点ごとに議論② 6/15				第7回 5/29
		下		【第6回復興ビジョン検討委員会】 復興ビジョン提案案 審議 7/2				第8回 6/4
	7	上		【復興ビジョン検討委員会からの提言】7/8	ふくしま復興へ 「私の祈り 願い 誓い」募集事業 (7/7~8/15)	・浜通り市町村等への個別訪問による説明及び意見交換 ・その他市町村との意見交換会 ・市町村への文書照会		第9回 6/11
		中		第3回復旧・復興本部会議 復興ビジョン(素案) 決定				第10回 6/18
		下		パブリック・コメント 経済団体等との意見交換				第11回 6/22
	8	上		復興ビジョン 決定(8月11日)	パブリック・コメント 経済団体等との意見交換		復興の基本方針 (7/29)	
		中					福島復興再生協議会	
		下					第1回協議会(8.27)	
	9	上		【第1回復興計画検討委員会(9.12)】		・市町村担当者会議(第1回)9.8	第1回幹事会	
		中		第1回復興計画検討委員会 第1分科会(10/2) 第2分科会(9/26) 第3分科会(9/24)		・各市町村長と知事との意見交換会(計5回)	第2回幹事会	
		下			・地域懇談会(7回) ・高校生等へのアンケート ・経済団体等との意見交換会	・市町村担当者会議(第2回)	国の概算要求	
	10	上				・市町村担当者会議(第3回)	第3回幹事会	
		中		第2回復興計画検討委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会			第2回協議会	
	11	上		【第2回復興計画検討委員会】			第4回幹事会	
		中		復興検討委員会から知事への意見 復旧・復興本部会議 復興計画(第1次)(素案) 決定		・浜通り市町村等への個別訪問による説明及び意見交換 ・市町村への文書照会		
		下						
	12	上		パブリック・コメント	パブリック・コメント			第5回幹事会
中					第3回協議会			
下		復興計画(第1次) 決定						

※スケジュールは現段階の想定であり、変更もあり得る。

復興ビジョン・復興計画策定の流れ



福島県復興ビジョンの概要

理念

原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

誇りあるふるさと再生の実現

復興に向けた主要施策

緊急的対応

応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

- ・被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア
- ・被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の事業再開支援
- ・生活空間における放射線量低減対策

等

ふくしまの未来を見据えた対応

未来を担う子ども・若者の育成

- ・医療サービスの提供体制の強化、安心して子どもを生き育てられる環境整備
- ・理数教育の大幅な充実、国際化の進展に対応できる人づくり

等

地域のきずなの再生・発展

- ・公共的な活動団体の支援活動や住民の自治組織の形成への支援
- ・地域の伝統文化などの継承、芸術文化活動やスポーツ活動の支援

等

新たな時代をリードする産業の創出

- ・放射線医学の研究推進などに関連させた医療産業集積
- ・原子力発電に代わる再生可能エネルギー関連産業などの集積と雇用の創出

等

災害に強く、未来を拓く社会づくり

- ・縦・横6本の基幹的道路の早期整備、JR常磐線、小名浜港・相馬港の早期復旧
- ・地域の意向を十分に踏まえた、地震・津波に強い地域づくり

等

再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

- ・各家庭、企業・団体への再生可能エネルギー普及
- ・スマートグリッドなど、エネルギーの地産地消による持続可能な地域モデルの構築

等

原子力災害対応

原子力災害の克服

- ・汚染浄化に関する国際的な研究拠点の整備
- ・県民の長期健康管理調査
- ・県立医科大学での放射線医学研究や診療機能を強化
- ・原子力に関する国及び国際的研究機関や監視機関の誘致

等

1 緊急的対応

(1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

本県は、地震、津波、原子力発電所事故による被害が広範かつ甚大であったことから、再建にはかなりの期間を要することが想定される。そのため、インフラ復旧はもとより、被災者の住居、雇用、医療・福祉などの緊急的復旧・生活再建支援についても、今後の円滑な復興につなぐための重要な要素として復興ビジョンの中に位置づけ、復興の基本である一人一人の生活基盤の再建に取り組む。

また、東日本大震災では、原子力災害に伴う避難指示等により、浜通りの多くの町村が役場機能を県内外に移転しているなど、被災市町村が自治体として行政事務を行う上で重大な障害を負うことになった。こうした中で、被災市町村が行う復旧・復興に係る取組みに対して、県は、広域自治体として最大限に支援する。

さらに、避難住民や被災町村の役場機能を受け入れた市町村についても、被災した住民や役場に対する支援を行う上で、平常時では想定されない様々な課題を持つようになることから、これらの市町村に対し支援する。

原子力災害への対応については、国が最後まで責任を持たなくてはならないが、収束時期が明確となっていないことから、原子力発電所事故の収束状況を踏まえて、放射性物質に汚染された環境の浄化や廃棄物の処分など、適時適切に対応していく。

<p>①被災者住民の確保と幅広い生活支援・心のケア</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金などの迅速な支給に対する市町村の支援 ○ 融資などによる被災者の生活支援 ○ 被災者ニーズを踏まえた居住環境の整備 ○ 県外避難住民の支援として、県内における民間借上げ住宅特例措置制度の継続 ○ 被災した県営住宅の復旧 ○ 被災住宅の再建・補修などの相談体制の確保 ○ 仮設住宅におけるコミュニティの確保の支援 ○ 仮設住宅地における介護用トイレの設置や、デイサービス、訪問介護、交流スペースの設置 ○ 学校、事業所、地域における県民の心のケアの推進 ○ 子どもの元気を守るため、自然体験や交流体験など伸び伸びと活動できる機会の提供 ○ 仮設住宅における癒しの空間づくり
<p>② 生活基盤・産業インフラの復旧</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川・海岸の堤防及び排水機場などの緊急復旧 ○ 小名浜港の復旧 ○ 相馬港の復旧 ○ 生活の基盤となるインフラの早期復旧（道路、橋りょう、下水道、公園など） ○ 生活の基盤となるインフラの早期復旧（海岸堤防など） ○ 生活の基盤となるインフラの復旧（農地、林地、農林道、ダム、ため池など） ○ 産業関連インフラの復旧（農業施設） ○ 産業関連インフラの復旧（工業用水） ○ 産業関連インフラの復旧（漁港・市場・養殖場） ○ 産業関連インフラの復旧（海岸防災林） ○ 農地の除塩対策の推進 ○ 災害廃棄物（がれき）の処理の支援 ○ 消防施設、廃棄物処理、汚泥処理施設、火葬場などの早期復旧の支援 ○ 警戒区域等における区域の見直しに伴うインフラの復旧
<p>③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の再開支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の緊急的な雇用確保 ○ 被災事業者への資金的な支援 ○ 全国規模の展示会等に出展する中小企業に対し、経費の一部を補助 ○ 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等から移転を余儀なくされている中小企業等に対する貸付 ○ 県外への企業流出防止のための制度構築 ○ 農業収入が減少している農業者に対する営農資金の実質的な無利子貸付 ○ 被災を受けた農林漁業者の経営継続及び農林漁業組合の事業継続に必要な資金の無利子貸付 ○ 被災した水産業共同利用施設の復旧 ○ 共同利用に供する漁船建造を支援し、早急な漁業生産活動の継続・再開支援 ○ 農業法人などの経営再建のための雇用の確保の促進

④ 教育・医療・福祉の維持確保

- 被災した学校施設・福祉施設等の応急復旧
- 被災したアクアマリンふくしまを始めとした生涯学習施設等の早期再開
- サテライト校の設置や避難児童、生徒受け入れ学校の教員の増員
- サテライト校に通学する学生の就職及び進学支援・特別活動支援
- 災害により、避難し経済的に困窮している世帯の生徒等が私立学校へ就学するための授業料の補助
- 災害により就学環境が大きく変化した高校性に対し、奨学資金を貸与する。
- 災害に伴い、通学が困難となった生徒の通学手段を確保するため、通学バスの運行や通学費の支援
- 災害により避難している幼児の入園料・保育料の補助、学用品等の対する補助
- スクールカウンセラーの活動による心のケアや地域ぐるみの見守り活動の支援
- 医師や医療従事者の確保と医療機関の機能回復
- 浜通り地方の医療体制の早急な復旧
- 被災した障がい者の生活支援の充実・強化と福祉サービス提供体制の整備
- 仮設住宅群への診療所や居宅介護サービスの設置、心のケア、健康管理

⑤ 治安体制の強化

- 被災した警察施設及び交通安全施設の復旧
- 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域などの防犯機能の強化
- 避難住民の安心のため、避難所や仮設住宅における治安対策の推進

⑥ 広域避難している県民のきずなの維持

- 全国各地に分散している県民のきずなの維持
- 全国の都道府県や市町村への福島県情報窓口の設置

⑦ 市町村の復興支援

- 被災市町村の行政事務や復興事業の支援及び代行
- 役場機能を移転した市町村と受け入れた市町村の調整
- 災害を契機に生まれた相互応援体制構築の支援
- 役場機能を移転した町村への人的支援
- 町村が行う避難住民との連絡調整の支援
- 役場機能が移転した自治体の行政サービスのシステム構築の支援
- 緊急災害時において行政機能を低下しないような人的支援の仕組みづくりの支援
- 市町村の復興計画策定支援や復興事業の実施の支援
- 市町村との意見交換の場の設定や被災者や被災市町村の意見の聴取しながらの適切な対策の実施

⑧ 原子力災害の緊急的対応

- 被災者である県民、事業者に対し、原子力損害賠償が円滑に進められるための支援
- モニタリング体制の強化
- 特に放射線量が高い地点のきめ細かなモニタリング
- 学校、通学路などの身近な放射線量低減対策の推進
- 放射性物質の汚染された災害廃棄物等の早急な処理
- 国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法の明示や最終処分先の確保、それらの処理に要する費用を全額負担することを求める。
- 研究成果を踏まえた除染技術により、早期の環境回復を進める。
- 長期の健康管理調査をととした健康の保持・増進プログラムの構築
- 子ども、妊婦への個人線量計の優先的配布
- 国に対して、放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。
- 食品の安全確保を行う
- 風評被害を払拭するための放射線量の測定体制・スクリーニング体制の充実・強化
- 風評被害対策（PR等）
- 正確な情報発信や、物産展・展示会などの開催により国内外への安全性のPRと安全性を確保する仕組みの検討
- テレビや映画などとのタイアップを始めとした観光キャンペーンの強化
- 地域ごと分野ごとの徹底したモニタリング調査による安全性のPR
- 事故などが発生した場合において、国及び原子力発電事業者に対し、事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示を求めるとともに、市町村・県においても災害時の迅速な情報伝達と的確な行動がとれるよう十分な対策を講じる。

2 ふくしまの未来を見据えた対応

(1) 未来を担う子ども・若者の育成

今の若い世代が、これから復興していくふくしまの将来を担っていくことになる。しかし、現在、地震や津波、原子力発電所事故の影響などにより多くの児童・生徒が地元を離れ、さらに県外にまで避難を強いられた子どもたちも少なくない。ふくしまの地で次の世代を育成できるように、特に子どもたちやその親たちの放射性物質の汚染により生じた不安を取り除くだけでなく、さらにふくしまだからこそ子育てしたいと思われる環境を作っていく。

一方、この大震災によって、多くの若者たちは、命の尊さ、人間と環境との関わり、自ら判断する力の大切さ、自分たちが社会を構成し、動かす力を持っていること、そして、ふくしまが世界と直接つながっていることなどを実感することになった。こうした状況は、世界に通ずる人づくりをするに当たっての重要な基礎となり得るものであり、この大震災の体験を生かしたふくしまならではの教育を行うことにより、若者たちが力を十分に発揮し、自分の夢を叶えることができるふくしまを目指す。

① 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備

- 子どもたちやその親たちが安心して生活できるよう、放射線量の徹底した低減と適時適切な情報提供
- 子どもたちの悩みに対する相談体制の整備
- きめ細かな健康診断の実施
- 地域ぐるみの子育ての一層の支援
- 教育・福祉施設の整備
- 教育等への経済的支援
- 医療サービスの提供体制の強化、保育サービスの充実

② ふくしまの再生を担うこころ豊かなたくましい人づくり

- 子どもたちの知、徳、体をバランス良く育てて、生きる力を育む教育の実践
- 全国トップレベルの少人数教育を生かした少人数指導の充実
- 魅力ある教材の開発、教員の資質向上による、確かな学力の向上
- 道徳教育やボランティア活動の一層の推進
- 避難した子どもたちに対して、ふるさととの交流機会の提供
- 子どもたちが屋外で安心して運動できる環境の整備
- 子どもたちが自ら健康の保持・増進を図ることができるような健康教育の推進
- 学校・家庭・地域が一体となった地域全体での教育の推進
- 理数教育の大幅な充実と国際化の進展に対応できる人づくり

③ 未来に羽ばたく若者の夢実現

- 人の痛み、優しい気持ち、思いやりを持った若者の育成
- ピアカウンセリングなど若者の社会参画の充実
- 県内高等教育機関の充実
- 幅広い視野や国際感覚を持つ若者の育成のための国内外の地域との積極的な交流の実施

(2) 地域のきずなの再生・発展

地震、津波、原子力発電所事故により、県民は、着の身着のままに県内外に散り散りに避難することを余儀なくされ、地域によっては、避難生活の長期化が懸念されている。

このような状況だからこそ、県民それぞれが、ふくしまらしさを問い、ふるさとへの思いを見つめ直し、ふるさとに対する誇りを大事にすることが必要である。年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、人間の幸福にとって、コミュニティ（地域）の存在は欠かすことはできない。本県に息づく温かい県民性と互いを支え合う地域社会のきずなを再生し、ふるさと帰還後に誇りを持って新たな形に発展できるようにしなければならない。

そのため県は、地域をつなぐ活動を支援するとともに、男女が共に参画し、子ども、障がい者、高齢者等、あらゆる人々が住みやすいコミュニティを目指す。また、県民それぞれのふるさとに対する思いを発信しながら、新たに生まれた国内外の人々とのきずなをふくしまの未来につなげていく。

① 避難住民の住環境、社会環境の整備
○ 避難住民が新たな避難先に移転する場合にあっても、居住環境の整備、コミュニティの確保の支援 ○ NPO等の団体の支援や、地域の自治会などによる住民の自治組織の形成の支援
② 避難住民とともに生み出す地域の活性化
○ 避難住民の事業の再開・起業等による地域の活性化の促進
③ 新たなきずなを生かした広域的連携の推進
○ 医療や食料・生活物資の提供、人材の派遣、「がんばろう ふくしま！」運動への参画等による新たなきずなの創出 ○ 避難先で得た自治体や団体等との新たなきずなを生かした広域連携の推進
④ ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり
○ 地域のきずなを再構築するため、地域の歴史・文化を学び、再発見する取組みの推進 ○ 若者から高齢者まで多くの住民が集い地域の課題に対処できる取組みの推進 ○ 地域全体での見守り活動を含めた、高齢者と地域住民が交流する場の設置 ○ 高齢者の集まる住宅地域やサービス施設を整備するなど、高齢者等を支えるまちづくりの支援 ○ ユニバーサルデザインにも配慮した、互いに思いやりをもった社会づくりの推進
⑤ ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進
○ 地域の伝統文化や自然などの継承、保存、振興する活動の支援 ○ ふるさとの景観の再生の支援 ○ 県民の芸術文化活動やスポーツ活動の支援 ○ 国内外に情報発信する県民運動の取組みの推進による本県のイメージの再生 ○ ふくしまをテーマに議論する国際会議などの開催

(3) 新たな時代をリードする産業の創出

本県産業は、基幹産業である農林水産業、製造業、商業、観光を始め、あらゆる分野において、地震や津波災害に加え、さらには、原子力災害及びそれに伴う風評被害により、まさに存亡の危機に立たされているといっても過言ではなく、企業が県外に流出するという危機にも直面しており、企業が県内で存立するための取組みを推進する。

そして、本県産業を大震災前の状況に戻すことが喫緊の課題であることはいうまでもないが、原子力災害などを克服し、豊かなふるさとを再生するために新たな視点での産業振興の取組みを行う。

また、浜通りを始めとして、県内全域において、あまりにも甚大な被害を受けており、多くの就業の場も失われている。特に、原子力発電所に代わる雇用の場が必要であることから、環境と共生した豊かなふるさとを未来を描きながら、新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

それらにより、地域の雇用を生み、女性、高齢者、障がい者なども含めた全員参加の経済社会を目指すとともに、若者たちにとっても、将来に夢と希望の持てる県づくりを進める。

① 本県産業の再生・発展

- 産業クラスターづくりの一刻も早い再開と更なる産業集積
- 被災事業者に対して、事業所用敷地や代替工場の紹介などを通じて事業再開支援
- 県外への企業流出を防止するためのインセンティブ
- 避難住民の生活安定のための就業の場の確保
- 復興のためのまちづくり会社の設立支援
- 地域コミュニティの核となる地場商店街のにぎわいづくりの支援
- ふるさとに帰還した際の事業再建に係る支援の実施
- 地域産業の6次化の飛躍的な地域資源を活用した観光との更なる連携などを進める。

② 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出

- 新たな社会の産業を牽引するため、世界的な研究者・技術者の招聘、国際的研究機関の設置
- 地域産業と県内高等教育機関との連携強化
- 観光復興キャンペーンを継続的に展開し「観光地ふくしま」としてのブランド化の推進
- ふくしまを舞台としたさまざまなMICEの誘致などによる交流人口の拡大
- 放射線医学の研究推進や診断・治療技術の高度化と関連させた医療機器産業の振興や創薬開発への支援
- 介護福祉サービスや介護福祉機器産業など高齢化を見据えた産業づくりの推進
- 事業者の自己研鑽への支援や企業・団体の研修制度への支援、専門的かつ実践的な教育訓練などによる産業人材の育成
- 産業育成などを目的とした基金の造成や復興のための組織の設立等により、国内外を問わず資金調達の仕組みづくり
- 再生可能エネルギー関連産業を含め、地域雇用の創出

③ 新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的発展

- GAPの取組みやトレーサビリティシステムなどの一体的な推進
- 情報の積極的発信による消費者とのきずなを構築し、ふくしまブランドの飛躍的発展の推進
- 大規模農業法人の育成、再生可能エネルギーを活用した野菜工場などの大規模施設園芸団地の形成
- 畜産経営体育成など、新たな経営・生産方式の導入による農業再生のモデルの構築
- 森林は防災機能も有しており、除染とあわせた適正な整備の推進及び県産材の安定供給体制の構築
- 再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用促進
- 漁業における共同利用漁船の導入による経営の協業化の促進
- 農林漁業者に対し、新たな経営・生産方式の習得等の機会の提供

④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり

- 産業・物流の拠点となる、小名浜港や相馬港、工業団地などの復旧と整備
- 災害に強く広域交通ネットワークの拠点である福島空港の活用
- 高速交通道路網や高速情報通信基盤の整備の促進
- 漁業地域の再生を図るため、漁港施設の早期復旧と整備の推進
- 多大な被害を受けた農地の早期回復と利用集積の促進
- コンベンション機能の強化

(4) 災害に強く、未来を拓く社会づくり

東日本大震災では、東北地方の沿岸域約500kmの極めて広範囲にわたり、道路、鉄道、港湾などのインフラが壊滅的打撃を受け、沿岸地域での交通・通信が途絶えてしまった。また、原子力災害により住民は、これまで経験したことのない、市町村の範囲を超えた広域避難を強いられ、その情報伝達・避難誘導は困難を極めた。さらに、保健・医療・福祉提供体制の確保という面でも、大きな課題を残した。

そのため、代替手段を持った災害に強いまちづくりを進めるとともに、「減災」という観点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。同時に、災害時において、安全な場所に確実に逃げるといった意識の向上を図る。

また、地域コミュニティの防犯機能の強化を図り、県民の安全・安心の確保を図る。

さらに、従来から懸念されていた人口減少・超高齢化が、今回の大震災によってさらに加速するおそれがあるため、人口減少・超高齢化に対応できる社会づくりを推進する。

① ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり

- 福島県の地域防災計画の見直し
- 県有施設の耐震計画の見直し
- 市町村の地域防災計画の見直しの支援
- 交通基盤の代替手法の確保
- 災害時における情報通信手段の強化

② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり

- 東北中央自動車道（福島～相馬間）の整備
- 常磐自動車道の整備（原町～相馬間）
- 常磐自動車道の整備（相馬～山元間）
- 常磐自動車道の整備（常磐富岡～原町間）
- 浜通りと中通りを結ぶ国道・県道の整備
- JR常磐線の早期復旧・基盤強化
- 公共防災拠点施設の防災機能強化
- 道路・港湾・上下水道の防災機能の強化
- ダム・ため池などの耐震性の検証
- 小名浜港の復旧
- 小名浜港の国際バルク戦略港湾としての整備
- 相馬港の復旧
- 相馬港の耐震岸壁の整備
- 福島空港の機能強化

③ 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上

- 他県・団体との災害協定締結の推進
- 市町村間の災害協定締結の支援
- 災害時の応援・受援体制の整備

④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり

- 地域の実情に応じた、災害に強く安全・安心なまちづくり
- 地震・津波に強い地域づくり・コミュニティづくり
- インフラの早期復旧（海岸堤防）
- インフラの早期復旧（道路・橋りょう、河川堤防・上下水道）
- インフラの復旧（農業施設）
- インフラの復旧（漁港）
- 津波被害地域のまちづくり・地域づくりの支援

⑤ 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築

- 保健・医療・福祉体制の整備
- 保健・医療・福祉に関する連携支援体制の構築
- 災害弱者の情報提供体制・避難誘導の強化支援
- 要介護者の災害時緊急的相互受け入れ体制の整備
- 万一、広域避難が生じた場合の保健・医療・福祉体制の整備

⑥ 防犯・治安体制の強化

- 警察活動基盤・防犯ネットワークの整備
- 防犯リーダーの育成、防犯教育・啓発の展開
- 防犯・治安に関する情報通信手段の強化

⑦ ソフト面での対策としての防災・減災対策や防災・減災教育の強化

- 地域の防災体制強化、防災リーダーの育成、地域住民との情報の共有化
- 学校や地域・職場における防災教育・防災訓練のなど防災活動の強化

⑧ 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承

- 犠牲者の鎮魂と、今回の災害の経験や教訓を次世代へ継承するためのアーカイブセンターの設置

(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

今回の原子力災害により、ふくしまは深く傷ついた。今回の事故からも原子力の危険性は明らかであり、原子力への依存から脱却しなければならない。他方、エネルギー使用による、これまで人類が追い求めてきた便利さや快適さを放棄することも困難である。本県は、地球環境の保持と経済的な発展をいかに両立させるかという課題を解決しなければならない。

本県は、この課題に立ち向かい、21世紀が人類にとって環境問題を真剣に考えなければならない時代であるという原点に立ち返り、真に持続可能な社会モデルを国内はもとより世界に対して発信する先進地とならなければならない。

そのため、再生可能エネルギーに関する最先端の研究拠点の誘致、関連産業の集積、省エネルギーや地域でエネルギー自立を図る取組みなどを強力に進める。

① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信

- 福島議定書事業の推進
- 公共交通機関の利用拡大
- 各家庭における再生可能エネルギーの普及
- スマートハウスの研究・実用化
- 自立した資源・エネルギー循環のライフスタイルの再評価・情報発信
- 企業・団体における再生可能エネルギー設備の導入
- 共同物流システムの導入
- E S C O事業の導入促進

② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展

- 再生可能エネルギーや関連部門の世界レベルの研究拠点の整備
- 再生可能エネルギーによる発電、熱利用の促進
- 太陽光パネル・風力・小水力等部品の製造・組立て、システム開発、蓄電池の製造の振興
- 再生可能エネルギー関連産業等の集積と雇用の創出
- 低炭素化のための取組みの推進
- スマートグリッドモデル地域の設定

3 原子力災害対応

(1) 原子力災害の克服

原子力災害は進行中であるため、本県は深刻な影響を受け続けており、本県の復興に当たって原子力災害対策が極めて重要な位置を占める。また、原子力災害による影響は、環境、健康、産業、教育などあらゆる分野に及びとともに、分野によっては次世代までを見据えなければならないような長期にわたることが想定される。

原子力発電事業者及び国は、原子力発電が安全であるとして国策として推進してきた責任があり、汚染された土壌、水などを元の状態に戻す責任がある。また、原状回復に至るまでの間に生じる損害についての責任もある。

本県は、この難局を乗り越え、すべての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を目指すため、原子力災害の影響についての研究や放射線に関する情報発信などを行う拠点を整備し、除染などによる環境の回復を進め、さらに、健康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指す。

また、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を本県に招致し、事故後の原子力発電所の安全の確保とその監視に取り組んでいく。

原子力災害の賠償・補償については、原子力発電を国策として推進してきた国及び原子力発電事業者の責任の下に、被災した県民、事業者が全損害の賠償・補償を受けられるよう、県として支援する。また、被災自治体として、県や市町村の損害についても賠償されるよう国へ要求する。

① 全県におけるモニタリングの充実・強化

- モニタリング体制の強化【再掲】
- 特に放射線量が高い地点のきめ細かなモニタリング【再掲】
- 各種の環境放射線のモニタリング結果の一元的に解析、評価と県民へのわかりやすい情報発信

② 身近な生活空間における放射線量の徹底した除染の実施

- 学校、通学路などの身近な放射線量低減対策の推進【再掲】
- 災害廃棄物・下水汚泥の適切な処理【再掲】

③ 全県における環境の回復

- 環境浄化のための、世界の英知を結集した調査研究、国際的な研究拠点の整備による技術開発や実証試験の実施
- 研究成果を踏まえた除染技術により、早期の環境回復を進める。【再掲】
- 大気・水・土壌・農地・森林などの浄化に係る研究成果や実証事例などの情報の国内外への発信

④ 全ての県民の健康の保持・増進

- 長期の健康影響調査をとおした健康の保持・増進プログラムの構築【再掲】
- 県立医科大学での放射線医学に関する研究や診療機能の強化
- 放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点を創設
- 国際的な保健医療機関の誘致
- 疾病予防・早期発見・早期治療による保健医療先進県の創造

⑤ 原子力災害を克服する産業づくり

- 農林水産物及びその加工品、工業製品の放射能・放射線量測定のきめ細やかな実施と、その情報の迅速かつ的確な公表
- 各産業の放射線による環境への影響を監視するためのシステムの確立
- 安全・安心で消費者に信頼される農林水産物の生産技術の開発普及
- 放射性物質の除去や処理技術の、研究機関や民間企業などと幅広く連携した技術開発の促進
- 新たな産業としての放射線医学推進と関連させた医療機器の開発
- 地域ごと分野ごとの徹底したモニタリング調査による安全性のPR

⑥ 原子力に係る機関の誘致及び整備

- 原子力に関する国及び国際的研究機関や監視機関の誘致
- 廃炉基準などの安全管理や放射線に関する高度技術の開発の促進

⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示

- 災害時の迅速な情報伝達と的確な行動がとれる対策の実施
- 国及び原子力発電事業者が自ら示した当面の工程の厳しい監視

⑧ 原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取り組み

- 被災者である県民、事業者に対し、原子力損害賠償が円滑に進められるための支援
- 県や市町村の損害についても賠償されるよう国へ要求

原子力災害からの福島再生特別法(仮称)【国への要望】

福島県

- ◇原子力災害からの福島県の地域再生のための特別法の制定を国に対して要望。
- ◇新生ふくしまの創造に向けて一丸となって取り組むことのできる希望の旗印として、また、国として断固たる決意で“ふくしま”の再生に取り組む姿勢と実績を国内外に発信。
- ◇具体的な規定内容等は、福島復興再生協議会にて平成24年度概算要求等や制度の検討を行う中で、双葉郡をはじめとする市町村等の意見も踏まえ、立法化の作業を進めていただく。

目的

- 福島県は、原子力災害によって、県全域にわたり、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下に直面。
- 地域の自立的な再生に不可欠な基礎条件の回復、職住環境の総合的な整備等により、美しく住みよい活力溢れるふくしまの礎を取り戻し、原子力災害からの地域再生を図る。

全般的事項

- 目的と理念 (国の一義的な責任、地方の自主性の最大限の尊重)
- 原子力災害被災地域の指定 (県内全域の指定)
- 期間 (県土の健全な再生が図られるまでの相当長期の期間)

原子力災害被災地域の環境回復、健康管理

- 放射線影響からの環境回復及び保全 (除染や放射性物質による汚染廃棄物の処理の適正な実施、その後の県土の緑化、良好な景観等の保全等)
- 住民の健康管理及び安全確保 (健康影響の防止、放射線と健康の関連に関する普及啓発等)
- 放射能汚染対策に関する技術研究の推進 (健康等への影響に関する調査研究の推進等)
- 政府による長期対策計画の策定 (上記措置について国を中心とする適切な役割分担と連携)
- 資金の確保 (計画の実施に要する経費の国の全額負担)

地域再生のための基盤整備、自立的再生の促進

- ふるさと再生に向けた地域整備計画の策定、実施
 - 均衡ある地域整備を図るために必要な広域を対象に策定
 - 計画対象事業に対して財政上の特例等を適用
- 被災地域の自立的再生の促進のための施策の実施
 - 次の事項について国による特別の施策の実施
 - ①住宅等の供給の確保 ②子育て世代の支援 ③高齢者の福祉の増進 ④地域医療の確保
 - ⑤地域間交流の促進 ⑥教育の充実 ⑦地域文化の振興 等

ふるさと再生を支える自治機能の存続に係る特別措置

- 警戒区域等特に人口流出や財政力等に顕著な影響を被る自治体について、自治体機能の存続を図るために必要となる法制上・財政上・税制上の措置等を検討の上、制度化

産業の振興と就労支援

- 被災地域の広域的な産業振興を図るため、所要の財政上・税制上・金融上の措置等を適用
 - 原発立地地域の脱原発の産業転換を特に促進するための措置
 - 産業集積の推進 ○観光・交流の推進 ○農林水産業の再生 ○中小企業の振興
 - 被災者の雇用支援 等

- 資金の確保 (再生に要する経費の国の全額負担)